

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 改定の背景と目的

上尾市では、平成12(2000)年に「いつまでも住み続けたいまち あげお」を将来都市像に掲げた最初の都市計画マスタープランを策定し、その後、平成22(2010)年に計画を一部見直ししながら、都市計画に関する総合的な施策を展開してきました。前回の見直しからおよそ10年が経過する中、全国的に進む人口減少や少子高齢化、安全・安心に対する市民意識の高まり、道路、上下水道、公共施設などの社会インフラの老朽化、環境・エネルギー問題の深刻化など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

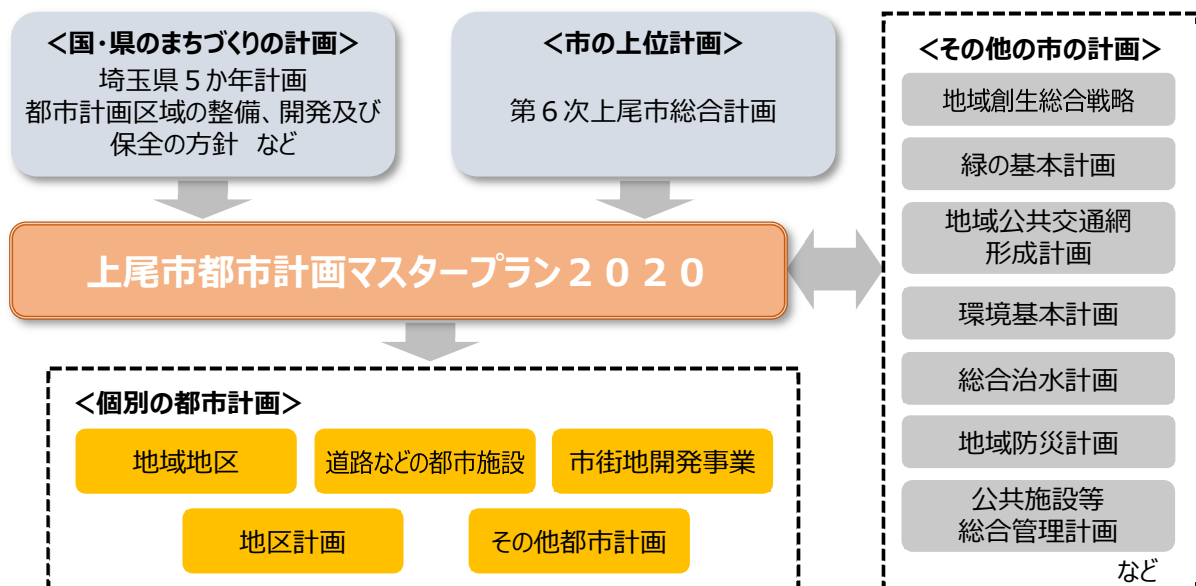
一方、都市計画マスタープランに基づく様々な取り組みが進んでおり、特に市内西側を南北に縦断する「国道17号上尾バイパス線(上尾道路)」の開通や「高速埼玉中央道路(新大宮上尾道路)」の延伸構想の具体化への進展など、今後の市の発展への寄与が期待される事業も進んでいます。

こうした背景を踏まえ、将来的な人口減少や少子高齢化のさらなる進行を見据えながら、様々な問題・課題、科学技術の進歩などに対応し、将来においても持続的に発展するまちづくりを実現するため、「上尾市都市計画マスタープラン2020」を策定します。

2. 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法第18条の2に規定されている法定計画で、住民に最も近い立場にある市が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映してまちづくりの将来像を示し、その実現に向けた方針や施策を示すものです。また、都市計画マスタープランは、上位計画である「第6次上尾市総合計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、関連する各分野の個別計画と連携してまちづくりの方針を示します。

図1-1 都市計画マスタープランと上位・関連計画の関係



3. 対象区域と目標期間

(1) 対象区域

都市計画マスタープランは、原則として「都市計画区域」を対象に策定する計画であること、また本市の総合的かつ一体的なまちづくりの観点から、上尾市全域を計画の対象として策定します。

(2) 目標期間

まちづくりは、その実現に至るまでに多くの時間を要することから、中長期的な視点による計画と、それに基づく継続的な取り組みが重要となります。

このことから、本計画は概ね20年後を見据えた上で、令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を最終年度とする10年間を目標期間とします。

なお、本計画は計画期間内であっても、社会環境の著しい変化や上位計画である上尾市総合計画の見直しなどに伴い、必要に応じて見直すこととします。

図1-2 都市計画マスタープランの目標期間

	平成23年 (2011年)	令和3年 (2021年)	令和13年 (2031年)	令和23年 (2041年)
第5次総合計画				
都市計画マスタープラン2010				
第6次総合計画				
都市計画マスタープラン2020				

4. 計画の構成

都市計画マスタープランは「基本構想」「分野別方針」「地域別方針」から構成します。

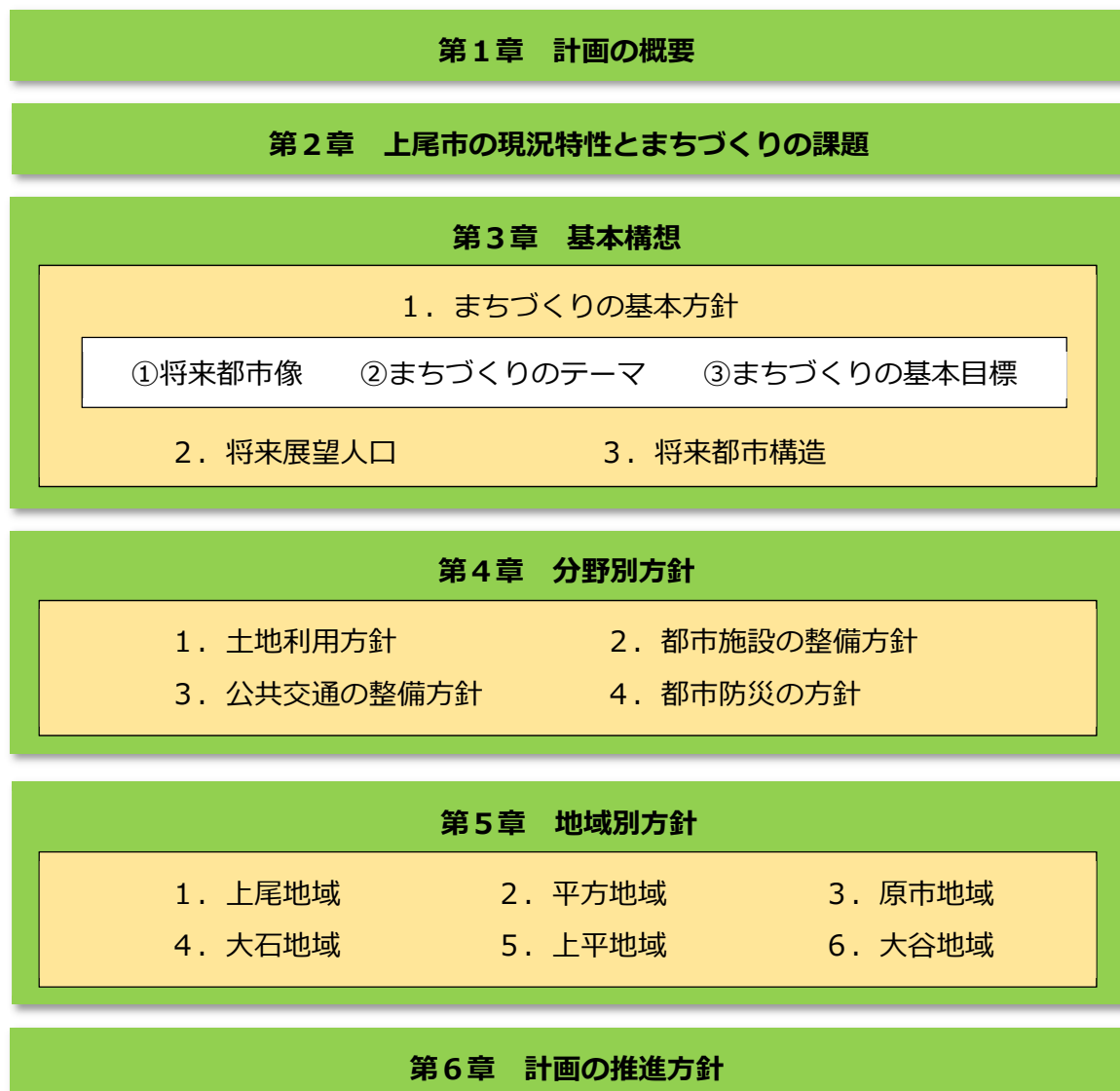
基本構想では、まちづくりの「将来都市像」や「まちづくりのテーマ」「まちづくりの基本目標」「将来都市構造」など、本市のまちづくりの基本方針を定めます。

分野別方針では、「土地利用」「都市施設」「公共交通」「都市防災」の分野別に、基本目標を実現するための方針や方策を示します。

地域別方針では、市内6地域の特性を活かしつつ、基本目標を実現するための方針や方策を示します。

また、これらの施策などに対して、計画を推進するための方針を合わせて示します。

図1-3 上尾市都市計画マスタープラン2020の構成



第1章
計画の概要

第2章
上尾市の現況特性と
まちづくりの課題

第3章
基本構想

第4章
分野別方針

第5章
地域別方針

第6章
計画の推進方針

資料
編